

公用車賃貸借仕様書

1 総則

本仕様書は、人吉球磨観光地域づくり協議会（以下「協議会」という。）協議会において使用する軽貨物自動車に係る令和3年度に賃貸借及び保守業務として発注する車両の仕様を示すものである。本仕様については、道路運送車両法、保安基準及びその他関係法令等に適合させる車両であること。

なお、詳細にわたり明記しない事項があっても、当然必要とする機器、機構及び装備類については、当協議会の指示の有無にかかわらず全て受注者の責任において完備するものとし、本車両に採用する諸資材は、関係法規に合格する一級品であり、かつ、新品なものとする。

2 賃貸借期間

- (1) 契約締結の日から期間満了日までの60ヶ月。
- (2) 賃貸借期間は、納入日から5年間（60ヶ月）とする。

3 借入物件の数量及び使用場所

軽貨物 1BOX 1輛

人吉球磨観光地域づくり協議会（球磨郡あさぎり町免田東1774番地）

4 軽貨物自動車の主要諸元

- (1) 車種 軽貨物 1BOX
- (2) 形状 ワゴン
- (3) ボディ色 シルバー又はこれに近い色
- (4) 全長 3,395mm以内
- (5) 全幅 1,475mm以内
- (6) 全高 1,880mm以内
- (7) 乗車定員 4名
- (8) ドア数 5ドア
- (9) 総排気量 660cc以内
- (10) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (11) 駆動方式 二輪駆動
- (12) ミッション 4AT

※ 想定車種：日産 NV100、トヨタ ピクシスバン等

6 軽貨物自動車の共通環境基準

「平成27年度燃費基準」達成車

7 軽貨物自動車の共通主要装備

- (1) 運転席・助手席SRSエアバック
- (2) EBD付ABS
- (3) エアコン

- (4) 衝突被害軽減自動ブレーキシステム
- (5) AM・FMラジオ
- (6) サイドバイザー（前後左右）
- (7) フロアーマット（室内一式、ラバータイプ）
- (8) パワーステアリング
- (9) パワーウインドー（フロント及びリア）
- (10) 集中ドアロック
- (11) キーレスエントリー
- (12) スモークガラス（サイド及びリア）
- (13) オートライト機能
- (14) ライト消し忘れ警告音
- (15) キー抜き忘れ警告音
- (16) 保安用具（停止表示板）
- (17) ドライブレコーダー（前方・後方）
- (18) ETC ユニット（ビルトインタイプ）セットアップ含
- (19) 取扱説明書

※各装備品で取り付け費用が必要な場合は取り付け費用を含む。

8 賃貸借料に含まれる費用

- (1) 登録諸費用
- (2) 自動車取得税
- (3) 自動車税（賃貸借期間の全額）
- (4) 自動車重量税（賃貸借期間の全額）
- (5) 自動車損害賠償責任保険料（賃貸借期間の全額）
- (6) **任意保険料（賃貸借期間の全額）**
- (7) 自動車整備・維持等に係る費用（賃貸借期間の全額）
 - ・自動車継続検査（車検）
 - ・法定点検
 - ・定期点検（6カ月）
- (8) 賃貸借契約完了時の車両撤去費用
- (9) リサイクル料金
- (10) その他、当然必要とする費用

9 保守内容

- (1) 継続車検
- (2) 定期点検
- (3) 一般修理
- (4) エンジンオイル及びエレメント交換
- (5) 点検時に必要な油脂類、消耗部品の交換
- (6) バッテリー
- (7) タイヤ交換（4本分）
- (8) 車検代車（現車と同等なもので、車検期間初日より提供）

- (9) 整備代車（現車と同等なもので、定期点検、一般修理期間初日より提供）

10 任意保険について

補償内容は以下のとおりとする

- (1) 車両
 - ・一般条件（全損害補償）
 - ・免責0万円
- (2) 事故代車（レンタカー費用）
 - ・ロードアシスト及びレンタカー費用 日額5,000円
- (3) 人身傷害
 - ・1名 5,000万円
 - ・傷害一時金10万円
- (4) 対人賠償
 - ・無制限
- (5) 対物賠償
 - ・無制限
 - ・免責0万円
- (6) 特約
 - ・車両全損時諸費用不担保特約
- (7) 年齢条件
 - ・全年齢補償
- (8) 走行距離
 - ・月1,000km（令和2年5月実績） 5年間 60,000km（予定）

11 契約方法

- (1) 本車両は賃貸借とし、協議会と受注者との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本車両の所有者は受注者とし、協議会は本車両の使用となる。
- (2) 本契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、契約を変更又は解除について双方協議を行うこととする。

なお、契約を解除する場合は、必要に応じて、受注者に契約解除金（残賃料）を支払うものとする。契約解除金（残賃料）の額については双方協議を行う。

12 支払い

- (1) 車両のリース料の支払いは、毎月払い（履行後翌月払い）とする。
なお、賃貸借期間内の月額賃借料金は同一金額すること。
- (2) 受注者は毎月1日から末日までの賃貸借保守料の請求書を翌月5日（5日が土休日のときは次の平日）までに協議会へ提出するものとする。

(3) 協議会は前項の請求が正当であると認めるときは、当該書類を受理した日から30日以内に賃貸借保守料を受託者に支払うものとする。

1.3 その他

- (1) 継続車検、定期点検、一般修理等の引き取り、納車は受注者が行う。
事故等に伴う修繕に係る疑義が生じた場合は、協議会と受注者で協議して解決するものとする。
- (2) 代車使用時での事故等は、受注者の保険を使用し、協議会と受注者で協議して解決するものとする。
- (3) 検査については、協議会の完成、完納検査を受けるものとする。
- (4) 納車については、協議会の指定する場所に納車すること。
- (5) 賃貸借期間満了の際、協議会の申し出により双方協議のうえ、当該物件について再リースを行うことができるものとする。
- (6) この仕様に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度双方協議を行うものとする。

特記仕様書

ドライブレコーダー装着

以下の要件を満たすドライブレコーダーを装着すること。

○車両の前方（水平方向 100° 以上、垂直方向 60° 以上）を映像記録として残すことが可能であること。

○映像は、交通事故発生の際の証拠として十分な画質で撮影でき、また閲覧できること。

○日付及び時刻を記録可能なものであること。

○音声録音可能なものであること。

○車両エンジンの始動と連動で作動開始し、エンジンを切ることで作動終了すること。

○始動中は常時録画タイプのものであり、記録媒体一枚でHD撮影モードにて12時間以上継続録画可能なものであること。

○LED信号機と同調しない fps で撮影可能であること。

○記録媒体は、SD カード等のレコーダー本体から容易に取り外し可能なものであること。

○記録媒体をパソコン（Windows10Pro）に差し込むことにより、映像記録の閲覧が可能であること。

なお、閲覧用ソフトが必要な場合は、これもセットで納品すること。

○映像記録を外部提供する場合を想定し、記録データについて必要な部分のみ加工により切り取りできるもの、もしくは最初から数分単位での個別ファイルとして映像記録が保存されるものであること。

○パスワード設定が可能であり、レコーダー本体においても記録媒体を差し込んだパソコン等においても映像記録を閲覧するためにパスワード入力が必要であること。

○パスワードは自由に変更可能なものであること。

○記録媒体やレコーダー取付用具等の消耗品については、受注者の負担によるものとする。